

会則・細則の改正案

現行	変更
<p>会則 第5章 役員・委員 第15条1② 地区委員（各地区の保護者より<u>2～3名</u>）</p> <p>細則 第2章 委員の選出 第12条1 地区会は、各地区より地区委員<u>2～3名</u>を選出する。</p> <p>内規 <input type="checkbox"/>PTA 役員・会計監査・学級委員選出方法</p> <p>内規 地区委員 PTA 役員、会計監査及び学級委員の経験にかかわらず、地区委員の対象となります。</p>	<p>会則 第5章 役員・委員 第15条1② 地区委員（各地区の保護者より<u>2名</u>）</p> <p>細則 第2章 委員の選出 第12条1 地区会は、各地区より地区委員<u>2名</u>を選出する。</p> <p>内規 <input type="checkbox"/>PTA 役員・会計監査・学級委員・<u>地区委員</u>選出方法</p> <p>内規 地区委員 A. 地区委員を経験した方 B. PTA役員を経験した方 C. 一家庭につき在学中の児童すべてで学級委員を経験した方 D. 何も経験していない低学年の方 E. 何も経験していない高学年の方 F. やむを得ない個人的理由のある方（くじ引きの実施前に地区委員の承認を得られた方） ※ くじ引きは、E→D→C→B→Aの順に枠を広げていく。</p>

【地区委員数の減員理由】

2020年度より東小学校学区へ移行したエリアの世帯数が減少しており現2地区と合併。2地区の地区委員を3名（学区内2名+東小学区1名）としていたが、今年度はさらに世帯数が減少するため、東小学区からは選出せず隣接地区にて担当する。

【地区委員の選出内規 制定理由】

従来の選出方法では地区ごとの暗黙のルールによる不明瞭な点があることや、PTA 役員の選出方法との不整合を指摘したご意見に対応するもの。立候補者を優先とし、くじ引きの対象をPTA選出方法にほぼ合わせた内容とした。但し、高学年の優先順位が高いのは、地区委員会の業務内容の特性を考慮したもの。